

仕 様 書

1 工事名称

土堤モルタル吹付工事

2 工事場所

航空自衛隊新潟分屯基地

3 工 期

令和8年 月 日～令和9年3月31日

4 工事概要

植生仕様の土堤法面をセメントモルタルで吹付けし全面被覆する。

5 工事内容

図面2/6～図面5/6のとおり。

6 分屯基地内共通事項

請負者は、分屯基地（以下「基地」という。）において法令及び基地で定めた規則を遵守し、行動しなければならない。特に代表的な遵守事項を下記のとおり示すほか、細部は検査官又は監督官の指示に従うものとする。

- (1) 請負者は、施工現場において基地の電力及び給水を使用する必要がある場合契約担当官と調整するものとする。
- (2) 請負者は、基地の施設への立入りに関し、必要に応じ、規則に基づく所要の手続を実施し、分屯基地司令の許可を受けるものとする。
- (3) 請負者は、基地内において、施工で必要な場所以外への立入りは行わないほか、細部は監督官の指示に従うものとする。
- (4) 請負者は、基地内で知り得た情報について、第三者へ漏らしてはならない。
- (5) 請負者は、基地内における写真撮影は、工事に必要な場所及び内容のみとし監督官の許可を得るものとする。また、写真、フィルム及びデータについては提出後、完全に消去し保持しないものとする。
- (6) 請負者は、工事に関連するデータは、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコン等を使用し処理するものとし、必要書類の提出後、当該データを消去し、保持しないものとする。

7 一般共通事項

(1) 一般事項

ア 本工事の施工は本仕様書によるほか、国土交通省関東地方整備局「土木工

事共通仕様書」及び火薬類取締法施行規則による。

イ 工事の着手及び施工に当たっては、監督官とよく調整し、連絡不十分等による施工の誤りや遅滞などを避けなければならない。

ウ 基地機能運用上に支障を来す不測の事態が発生した場合は、監督官の指示に従うものとする。

(2) 法令の遵守及び官公庁への手続き

ア 請負者は、工事の施工に当たり、工事に関する諸規則を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の運営の手続について、請負者の負担と責任において行わなければならない。

イ 工事施工のため必要な関係官公庁その他に対する諸手続き、原則として、請負者において迅速に処理しなければならない。ただし、これらの手続きに要する費用は、すべての請負者の負担とする。また、関係官公庁その他に対する交渉を要するとき、または、交渉を受けたときは、遅延なくその旨を監督官に申し出るものとする。

(3) 疑義

請負者は、仕様書及び図面との内容に相違がある場合または、疑いが生じた場合は、契約担当官と協議し、解決するものとする。

(4) 軽微な変更

請負者は、工事の施工に際し、現場の納まり等のため位置または工法に軽微な変更が生じる場合、それによる数量の増減等の変更を監督官と調整するものとする。

(5) 現場管理

ア 請負者は、本工事の施工に関する下請負契約を締結する場合は、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、「建設業の許可書」等の写しを工事現場に備えるとともに監督官に提出する。なお、提出時期は工事着手前、体制変更時及び監督官の求める時期とする。

イ 請負者は、施工体系図、建設業の許可を示す標識、建設業退職金共済制度適用事業主の現場である旨の標識、労災保険関係の標識及び現場掲示状況の写真を監督官に提出するものとする。

(6) 安全管理

ア 現場代理人は常駐とし、工事現場の安全衛生に関する管理責任者となり、関係法令等に従って管理を行う。ただし、別に責任者を定められた場合は、これに協力するものとする。

イ 現場代理人は、全作業員を対象とした安全教育等を実施し、常に工事の安全に留意し、事故及び災害の防止に努めなければならない。

ウ 現場代理人は、常に施工場所の整理整頓を行い、特に、危険箇所の点検を行う等、事故の未然防止に努めなければならない。

エ 火気の使用及び溶接作業等を行う場合は、事前に監督官の承認を得るものとし、適切な消化設備及び防災シート等を設けるなど、火災の防止措置を講

ずるものとする。

(7) 養生

請負者は、施工関係区域内の次のものについて、適切な方法で養生をするものとする。

- ア 未使用の機械及び材料
- イ 施工済みの部分
- ウ 在来部分
- エ 汚染又は損傷のおそれがあるもの。

(8) 清掃及び後片付け

請負者は、当該工事に関する部分の清掃及び後片付けを行わなければならない。

(9) 工程表

- ア 請負者は、着手に先立ち工程内容を監督官と協議の上、工程表を作成し、監督官に提出しなければならない。
- イ 請負者は、工程内容に変更が生じ、その内容が重要な場合には、監督官と協議の上、工程表を変更後、速やかに提出しなければならない。

(10) 施工図、原寸図及び見本

施工図、原寸図及び見本等は、必要に応じて速やかに監督官に提出し、承諾を受けなければならない。

(11) 材料

- ア 仮設材及び特に記載されたもの以外の材料は、努めて「環境物品等の調達の促進に関する法律」に該当する新品の物品等を使用し、監督官の検査を受けて合格したものを使用するものとする。
- イ 材料は、試験成績表及び見本等を事前に監督官に提出または提示し、検査を受けるものとする。材料の規格等は、図面、仕様書または監督官の指示による。
- ウ 図面及び仕様書等に記載された材料のうち同等品を使用する場合、同等以上であることの証明を事前に監督官に提出または提示し、承諾を得るものとする。

(12) 中間検査

請負者は、工事完成後に隠蔽される部分等で完成検査時に確認が困難な箇所については、監督官による中間検査を受け、検査合格後工事を続行するものとする。

(13) 完成検査

- ア 請負者は、工事完成の際は、監督官と調整の上、検査官の完成検査を受けるものとする。
- イ 監督官及び請負者立会のもと、完成した工事目的物について、契約書、施工図面、仕様書及びその他の関係書類と照合し、合否の判定を受けるものとする。

ウ 請負者は、完成検査に際し、手直し箇所が生じた場合、直ちに手直しを行い検査官の再検査を受けるものとする。

(14) 工事写真

ア 請負者は、仕様書及び設計図書に基づき、工程等が適切に施工されたことが確認できる証拠書類として満足させるように撮影すること。

イ 撮影は、施工前、施工中及び施工後並びに施工に伴い隠蔽する部分を可能な限り同一方向から撮影し、編集後、監督官に提出するものとする。

(15) 発生材

ア 工事の施工により生じた発生材の運搬は、請負者の責任において行わなければならない。

イ 発生材のうち金属屑は、監督官の指示する場所へ集積するものとする。

ウ 請負者は、集積した金属屑を品目ごとに分別し、発生材報告書を作成し、状況写真とともに監督官に提出するものとする。

エ 金属屑以外に発生する産業廃棄物の処分（又は特定建設資材の再資源化に係る処分）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号））に基づいて適正に処分し、産業廃棄物管理票の写し（E票）を完成検査前までに監督官に提出するものとする。

(16) 他の構造物及びその他に対する注意

請負者は、工事中において、他の構造物及びその他に損傷を与えないように十分注意して施工するものとし、損傷させた場合は、速やかに監督官に報告するとともに、請負者の負担において、必要な処置を取り完全に復旧するものとする。

(17) 図面の複製、貸し出し

設計図書等は、工事施工等の目的以外に、第三者に対して貸与、複製又は閲覧させてはならない。

なお、設計図書等は工事終了後速やかに返却するものとする。

(18) 提出書類

請負者は、公共建築工事標準書式及び基地規則に基づき、監督官が示す書類を作成し、遅延なく提出するものとする。

8 特記仕様書

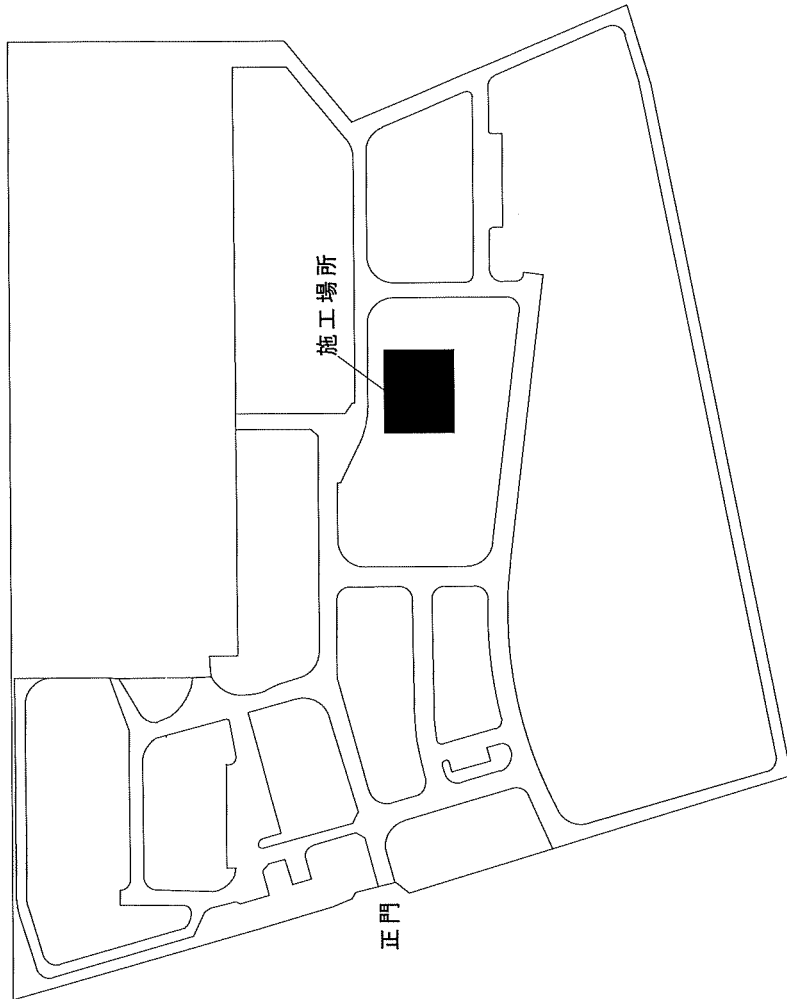
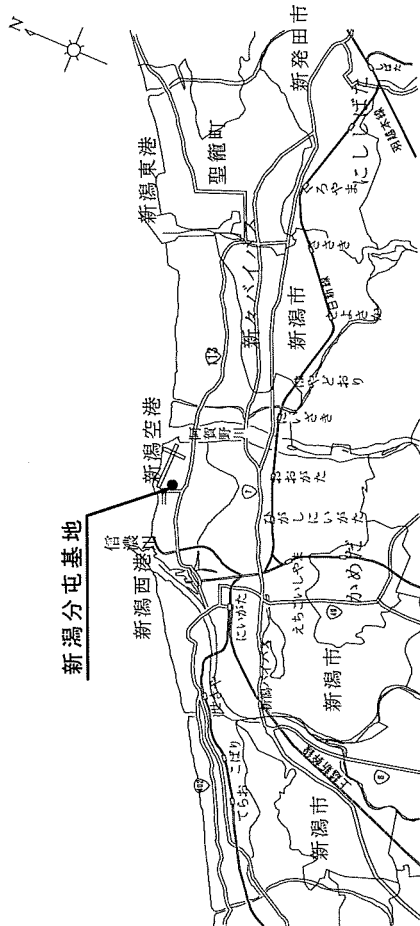
(1) 吹付け面にごみ、浮き石及び枯れ葉等の吹付け材の付着に阻害となるものは、除去する。また吹付け面が土砂の場合は、吹付け圧により土砂が散乱しないように、打ち固める。

(2) セメントモルタルによる吹付けは、土堤の頂部から法尻にかけて全面にセメントモルタルを吹付け、その厚さは5cm程度とする。

(3) セメントモルタル土堤の施工には、亜鉛メッキ菱形金網を土堤全面に使用し、セメントモルタル層のほぼ中心になるように敷設する。また、金網の継ぎ手の

重ね幅は10cm以上重ねて結束し、結束鉄線は線径0.8mm以上のものを使用し張り下げ、網がたるまないよう法面に定着させる。

- (4) 吹付けたセメントモルタルが土堤から剥離を避けるため、主アンカーを0.6本/㎡以上、補助アンカーを1.2本/㎡以上土堤の面に垂直に打ち込み、亜鉛メッキの菱形金網と結束する。
- (5) 菱形金網は、溶融亜鉛メッキで日本工業規格G3552と同等品以上で、主アンカーは、直径16mm以上で長さ600mm以上、補助アンカーは、直径10mm以上で長さ300mm以上とする。
- (6) 吹付けに当たっては、法面に直角に吹付けるものとし、法面上部より順次下部へ吹付け、はね返りの材料の上に吹付けないようにする。
- (7) セメントモルタルの配合は、セメントと砂の割合1:4、水セメント比45~55%、設計基準強度18N/㎡程度とする。
- (8) 1日の作業終了時及び休憩時には、吹付けの端部が次第に薄くなるように施工するものとし、これを打ち継ぐ場合は、この部分のごみ等吹付け材の付着に害となるものを除去及び清掃し、湿らせてから吹付ける。
- (9) 吹付に際しては、他の構造物を汚さないように施工する。また、はね返り材料は、速やかに取り除いて不良箇所が生じないようにしなければならない。
- (10) 図面番号4/6のとおり、土堤の天場の道幅は、1,000mm以上となるように施工する。
- (11) 次の場合は、吹付工事を原則として行わない。
 - ア 強い風で正常な吹付作業を著しく妨げる場合
 - イ 気温が氷点に近く、適切な養生ができない場合
 - ウ 雨が激しく、吹付面からセメントが洗い流されるような場合
 - エ 好天で風が強く、乾燥が著しい場合
- (12) 本工事は、現場閉所により週休2日を確保する「完全週休2日制工事（土日）」の対象工事である。



施工場所

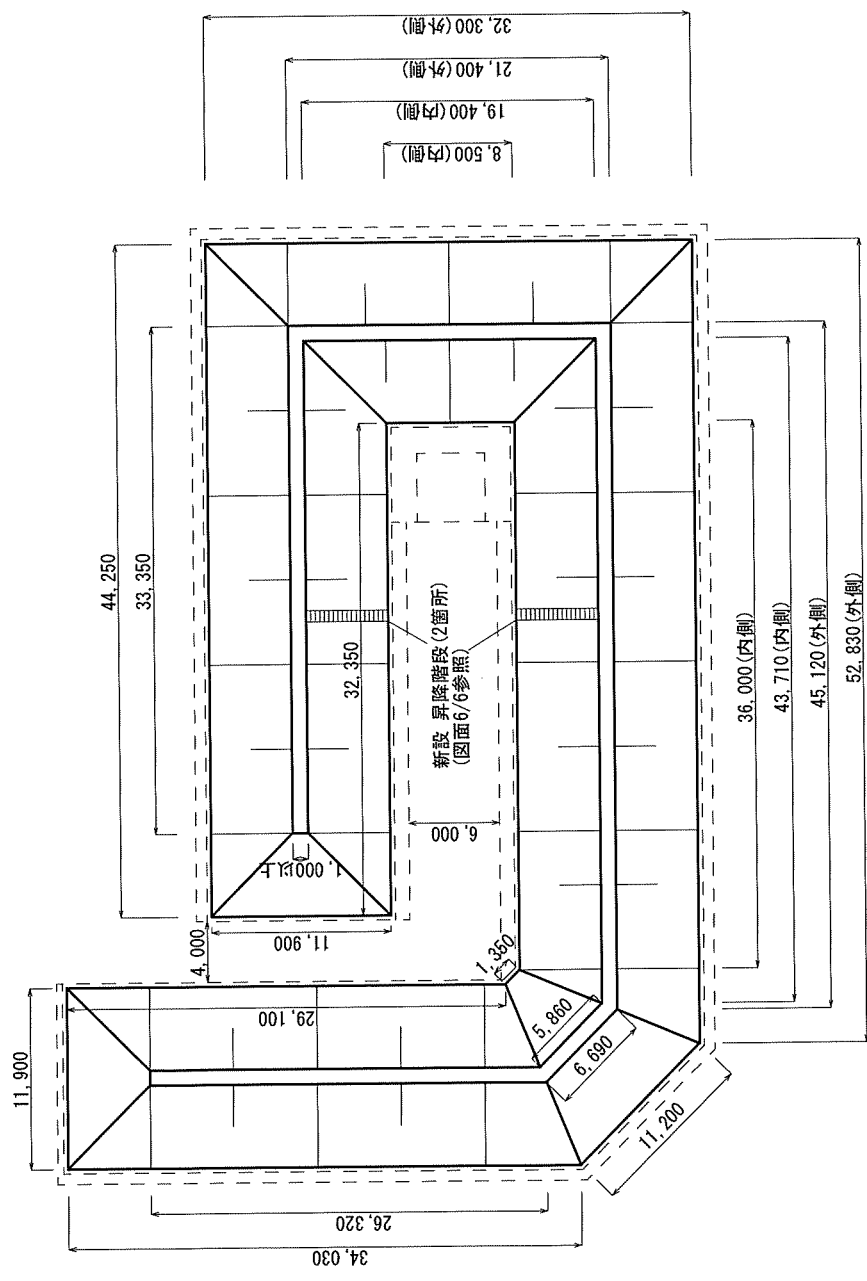
案内図

工事名称	土堤モルタル吹付工事		
種別	案内図	施工場所	
縮尺	図面番号		1/6
新潟分屯基地			

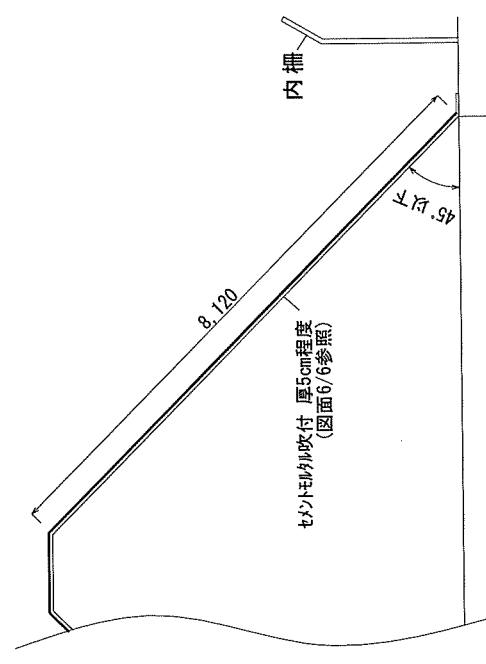
土木工事

名 称	規 格 等	数 量	単 位
モルタル吹付工 (除草含む)	モルタル t=5cm 菱形金網 φ2×50mm×50mm 主アーカー D16×600(0.6本/㎡) 補助アーカー D10×300(1.2本/㎡) 水抜きパイプ VP50(0.5箇所/㎡) ゴム発砲体目地板 t=10mm W=50mm (目地設置場所は、図面番号5/6参照)	2,529.00	㎡
昇降階段取付工	角度45度用 W=750 8.12m/箇所 リハ-サー・ステップと同等品以上 (新東化成株式会社)	2.00	箇所
ステンレス丸環フック設置	内径φ50mm D=12mm L=750mm	44.00	本
産業廃棄物処理	雑草	一式	

工事名称	土堤モルタル吹付工事		
種 別	工事内容		
縮 尺	図面番号		2/6
新 潟 分 屯 基 地			



土堤平面図 (法面) 1/500



土堤断面図 1/100

工事名称	土堤モルタル吹付工事
種別	平面図、断面図 (法面)
縮尺	図示
図面番号	3/6
新漏分屯基地	

